B'4.1.0.16

規程第三十六條第二項に従つて宣言をなした規程参加国に当然には対抗できない。

日本が裁判所規程の当事国にならない場合において、平和條約に関する紛争について裁判所の事件当事国となる場合には、日本が被告として応訴する場合と原告として裁判所に提訴する場合との二つがあり得る。日本が被告の場合は、平和條約に従い、当然に事件当事国となることが対日平和條約規定の目的となるであろうから規程第三十五條第二項の條件は、問題にならない。日本が原告の場合には、平和條約の規定に従つて行動するのはもち論であるが、規程第三十五條第二項による安保理事会の決定した條件に従つて宣言を裁判所に寄託することを要するかどうかは、疑問の存するところである。若し、対日平和條約の規定が條件について規定していない場合は、宣言を寄託しないと、相手国は、これをもつて裁判所の管轄権に対し抗弁する惧がある。この場合相手国に応訴の義務があるかどうかは、平和條約の規定の内容いかんによるわけであるが、若し、平和條約が戦勝国に応訴の義務を規定していない場合においては、前記安保理事会の決定に従えば、日本が規程の非参加国である場合は、一般的宣言をもつて裁判所の管轄を当然に且つ特別の合意なしで義務的と認めても、それをもつて、規程第三十六條に従つて宣言をなした規程参加国（いわゆる選択條項を受諾した国）に当然に対抗することはできないのであるから、この場合は、たとえ日本が裁判所の管轄を受諾する一般的宣言を寄託しても、相手国たる連合国には応訴の義務は生じない。

0210

以上の点に関し、常設国際司法裁判所規程の非参加国であつた独逸及び国際司法裁判所規程の非参加国であるアルバニヤが裁判所の事件当事国となつた際の例を参考として述べることとする。

(イ) ウイムブルドン号事件

独逸は、ウイムブルドン号事件の被告としても、ポーランド領上シレジアにおける独逸の利益に関する事件の原告としても、連盟理事会の決議による宣言（前記安保理事会の宣言に相当するもの）をしなかつた。しかるに、裁判所は、ウイムブルドン号事件について独逸を被告とする訴を受理しうるものと判定した。その理由とするところは、一方この事件がヴエルサイユ平和條約に含まれている仲裁約款（第三八六條）に関するものであること、すなわち、規程第三十五條第二項の現行條約に特別の規定ある場合に相当すること、他方規定第三十五條は、原告たる当事国の場合のみを規定したものであるとの解釈に基いたもののようである。（Recueil des Cours IV Victor Bruns）

(ロ) 上シレジアにおける独逸の利益に関する事件

上シレジア事件については、裁判所は、独逸、ポーランド間のジュネーヴ條約第二十三條に基いて、理事会の決議で規定した宣言を公式に要求することなく裁判所は、独逸政府の出訴を受理しうること及び被告側は、宣言がなされていないことをもつて裁判所が管轄権を有しないとの抗弁をいつでも主張しうることを認めたが、ポーランドはこれを争わなかつた。この裁判

0211

B.4.1.0.16

所の決定は、現行諸條約における特別の規定が適用される場合は、理事会の決定する條件（宣言の寄託）は適用しないということを示すようにも解釈される。（Manley O. Hudson The Permanent Court of International Justice）

（注）独逸、ポーランド間のジュネーヴ條約（一九二二年五月十五日署名六月三日発効）第二十三條

(a) 第六－二十二條の解釈と適用に関する意見の相異が起るときは、この相異は、常設国際司法裁判所に付託される。

(ハ) コルフ海峡触雷事件

英国は、安保理事会の勧告に従つて、コルフ海峡における英艦触雷事件をアルバニアを相手国として国際司法裁判所に提訴した。英国は、提訴をなすに当つて、(1)安保理事会の勧告の決議(2)アルバニアが安保理事会の討議への参加勧誘を受諾したことと(3)国連憲章第二十五條を理由として、裁判所は、この事件について強制的管轄権を有することを主張した。これに対し、アルバニアは、「英国の一方的付託によつて広訴の義務は生じないと思考するが、安保理事会の勧告を受諾し、裁判所に出廷する用意がある。但し、本件に関する裁判所の管轄権の受諾は、将来に対する先例とみなされることはできない」との書簡を裁判所に送付した。裁判所は、この書簡をもつて、安保理事会の定めた宣言を構成するものとみなした。裁判所は、英国の一方的

付託は規程に違反するとの判決を下されたいとのアルバニアの先決的抗弁を却下したが、その判決において、アルバニアは、これは自発的に裁判所の管轄権を受諾したものであるとなした。これは、暗黙の中にこの事件が裁判所の義務的管轄に属しないことを示したものと見られる。

B'4.1.0.16

第三章　日本が国際司法裁判所の事件当事国となる場合の費用について

国際司法裁判所規程第三十五條第二項但書は、「いかなる場合にも、この條件は当事国を裁判所において不平等の地位に置いてはならない」と規定しているので、現行諸條約をもつて規程非参加国が事件当事国となる場合の條件について特別の規定を設けることはできるが、事件当事国を不平等の地位に置くような規定は、裁判所規程に抵触することとなる。純理論としては、対日平和條約は、裁判所規程によつて左右されるものではないから、日本を不平等の地位に置きうる訳であるが、規程中に前記のような規定のある以上、実際上日本を不平等の地位に置くような規定を対日平和條約に設けることはあるまい。よつて、日本は、規程第三十五條第三項によつて当事国としての費用を負担すべきことは勿論であるが、不平等の費用を負担させられることはないであろう。

0214

B'4.1.0.16

解除
第7回公開

極秘

52-22

昭和二十五年十二月五日

米国の対日講和条約案における紛争解決条項について

[redacted]

25.12.27

目次

一、米国案の紛争解決条項
二、第一次大戦諸平和条約における前例
三、平和条約以外の条約による処理の前例
四、第二次大戦諸平和条約における前例
五、米国案の解釈
六、国際司法裁判に付託すべしとした理由
七、日本に取つての利害

B:4.1.0.16

一、米国案の紛争解決條項

米国務省が極東委参加国に送つた対日講和條約問題に関する覚書七項目の末項に、次の記述がある（十一月二十四日国務省発表）。

紛争。請求権に関する紛争は、国際司法裁判所長が設ける特別中立裁判所で解決すべきである。他の紛争は、外交的解決又は国際司法裁判所に付託すべきである。

(Disputes. Claims disputes would be settled by a special neutral tribunal to be set up by the president of the International Court of Justice. Other disputes would be referred either to diplomatic settlement, or to the International Court of Justice.)

これによれば、紛争には請求権（クレイムズ）に関するものとそうでないものとがあり、両者はそれぞれ異つた方法で解決されるということが分る。しかし、ここで紛争とは何か、請求権（クレイムズ）とは何か、また、他の紛争とは何かはいずれも明白ではない。更に、請求権（クレイムズ）に関する紛争を解決する裁判所を設立する者は国際司法裁判所長とされ、また、他の紛争で外交交渉に付されないものは国際司法裁判所が解決することとされている。国際司法裁判所にこのような役割が与えられているのは、いかなる理由によるのであろうか。

米国の対日講和に関する交渉は、未だ非公式且つ初歩的段階にあり、冒頭の記事も米国素案を示すだけであるから、これに

よつて以上の諸点を十分に明らかにすることは難しい。以下には両次大戦の平和條約における紛争解決の方法の前例を明らかにした上で、できるかぎり米国案の内容を推測し、且つ、それが日本に有利であるかどうかについても検討を加えることとする。

B'.4.1.0.16

二 第一次大戦の諸平和条約における前例

ヴェルサイユ条約に定められた紛争解決方式は、次の四種に大別できる。そこで取り上げられた紛争は平和条約の実施に関係する紛争をいい、ドイツが当事国となる一切の紛争を指すのではない（もつとも、同条約の第一編たる国際連盟規約には、国際紛争一般に関する比較的抽象的な規定が置かれているが、本編は、その性質上ヴェルサイユ条約とは別個の多数国間条約である）。

(1) 混合仲裁裁判による方式（第十編第六款）

第三百四条イ項一号により設立された混合仲裁裁判所（Mixed Arbitral Tribunal）が、特定の経済条項の実施に関する紛争を最終的に解決する。裁判所審判員三名は、同盟連合国たる当事国及びドイツから各一名あて、他の一名（裁判長）は両当事国の合意により、又合意不成立の場合は連盟理事会により中立国から選任され、右三名の過半数すなわち二名の同意をもつて判定がなされ、その判定は終結且つ確定的であつて各締約国国民を拘束する（但し、当該事件について同裁判所が管轄権を有するかどうかは、条約の解釈問題であつて、同裁判所が最終的に判定権を有するものではないと解される）。裁判所の管轄は、概要次のとおりである。

(イ) 第十編（経済条項）第三款（金銭債務）、第四款（財産、権利及び利益）、第五款（契約、時効、判決）及び第七款（工業所有権）中に規定された事件（これらの中で、特に混合仲裁裁判所の強制管轄を認めた規定は、第二百九十七条(ホ)、(チ)の二項、第二百九十九条(ロ)、第三百条(ロ)、(ハ)、(ニ)、第三百二条二項、三項、四項及び第三百十条一項後段である）。

(ロ) 同盟連合国国民とドイツ国民との本条約実施前の契約について生ずる一切の事件

(ハ) 締約国の国内裁判所が本条約に抵触する判決を下した場合の救済

なお、混合仲裁裁判所の訴訟当事者となりうるものは、当事国政府のみならず、その国民（ドイツ国民を除く）を含むとされた一個人対国家間の紛争をも裁判するから、その管轄は必ずしも国際紛争に限られない）。但し、米国（ヴェルサイユ条約を批准しなかった）は、一九二二年八月十日ドイツと特別条約を結び、米独混合請求権委員会（Mixed Claims Commission）を設置したが、その当事者は常に両国政府とされた。ドイツとの間に混合仲裁裁判所を設置した国は、英、仏、日、伊、白、波、チェコスロヴァキア、セルブ・クロアート・スロヴェーヌ、ギリシア及びシャムであった。

(2) 国際連盟規約による解決の方式（第十二編第四款）

第三百七十六条は、「前各条（港、水路及び鉄道に関する第三百二十一条ないし第三百七十五条）ノ解釈及適用ニ関シ

0219
0220

B:4.1.0.16

関係国間ニ生ズルコトアルヘキ紛争ノ解決ハ「国際連盟ノ定ムル所ニ依ル」と定め、第三百七十七条は、「国際連盟ハ何時タリトモ前記諸条中永久的管理制度（Permanent administrative regime）ニ関スル規定ノ改正ヲ提議スルコトヲ得」と定めた。ここで国際連盟の定めるところによるという意味は、連盟国はその紛争を仲裁裁判又は司法的解決に附すべきこと（規約第十二条）、規約第十二条、第十三条及び第十五条（連盟による審査、勧告）を無視して戦争に訴えた連盟国に対しては第十六条の制裁が行われること、非連盟国に対しても第十七条による措置が行われること等を指す。司法的解決に附される場合については、常設国際司法裁判所規程第二十七条に特別の裁判手続（交通法廷）が定められている。しかし、この方式はドイツ対同盟連合国間の紛争の解決を第一の目的とするものでなく、ドイツを含め広く締約各国間の紛争の解決を主眼としたものである。これは、第十二編が主としてドイツ領内における同盟連合国の人、貨物、車りよう、船舶及び郵便物が享有すべき通過の自由に関する一般的規定であり、本来通商条約で定めるのが適当な項目であるから、これに関する紛争が通常の仲裁裁判、司法的解決、連盟理事会の審査等に附することを妥当とするためと認められる。

(3) 司法的解決の方式（第十三編第一款第三章第四百二十三条）

第四百二十三条は「本編（労働）ノ解釈又ハ締盟国間ニ於テ将来本編ノ規定ニ基キ締結スル条約ノ解釈ニ関スル疑義又ハ紛争ハ之ヲ常設国際司法裁判所ニ付スヘキモノトス」と定め、これに対応し常設国際司法裁判所規程第二十六条には、この種労働事件についての特別の裁判手続（労働法廷）を設けた。元来本条約第十三編は国際労働法制を定めたもので、国際労働規約とも称せられ、第一編の連盟規約同様平和条約の本質的部分とはいえない。従って、第四百三十三条が、この種労働関係紛争に限り常設司法裁判所の専管としたことは妥当と思われる。

なお、第三百八十六条は、キール運河に関する条項の解釈に関する紛争は常設国際司法裁判所が管轄することを定めている。これも前記と同様に特別規定と認めるべきものである。一九二三年のウィンブルドン号事件は、本条に基き司法的解決がなされた例である。

(4) 戦勝国側の一方的決定による方式

第八編（賠償）第一款（一般規定）第二百三十三条及び第二附属書所定の賠償委員会（Reparation-Commission）は、同編に定められた賠償問題全部の管掌及び処理に関する広般な権能を有し、且つ、「本編ノ規定ヲ解釈スル権限」を有している（同附属書十二）。右委員会は請求を審査し（consider the claims）且

B'4.1.0.16

つ、意見陳述の公平な機会をドイツ政府に与うべきであると
第二百三十三条に定められているが、性質上戦勝国側の機関
（米、英、仏、伊、日、白、セルブクロアートスロヴエーヌ
の七箇国委員から成る）であって、ドイツ側がこれと平等の
地位を認められているのではない。すなわち、賠償条項の解
釈及び実施は、全く戦勝国の一方的決定による。

　なお、以上の外に、条約規定の実施、解釈に関する紛争、
解決の機関としてではなく、条約規定の実施又は実施の監督の
の機関として設けられたものがある。例えば、第二編（国境）
中の境界委員会（Boundary Commissions）は特定の領域条項の細
目を確定する実施機関であり、第五編（陸軍、海軍及び航空
中の同盟国国際監督委員会（Inter-Allied Commissions of Control）は、特定
の軍事条項の履行監督機関である。

　まず第三十五条には、白独新国境の審査確定のため境界委
員会を設ける旨が定めてあり、第四十八条（ザール領域）、
第八十七条（独波国境）、第百一条（ダンチッヒ）等にも同
旨の規定がある。これらの規定によれば、一見両当事国に公平な
機関が決定を委ねられているように見えるが、七名又は五名
の委員中両当事国は一名の代表委員を出すだけで、他の五名
又は三名は主たる同盟連合国が任命することになっているか
ら、実質的には主たる同盟連合国に決定権が保留されている。
また、第二百三十三条の国際監督委員会は、陸軍（第五編第一

款）、海軍（同第二款）及び航空条項（同第三款）中履行期
限あるものについてドイツ国を監督するもので、主たる同盟
連合国により任命されるのである。

　これらは、前述のように紛争解決機関ではないが、条項の
実施又は実施の監督という任務遂行の必要上、当該条項の解
釈を行うことがまず必要であり、且つ、その決定は当事国を
拘束するものであるから、その範囲では少くとも第一次的に
は当事国間の意見の不一致の場合に解決を与える作用をする
しかし、これら委員会が最終的に、当該条項の解釈権を有する
という明文はないから、当事国は、その決定に不服の場合に
おいて、委員会の権限、管轄権を争うという形で問題を提起
しうる。この点は、賠償委員会の場合にはその余地はないが
混合仲裁裁判所の場合にはやはり同様である。このような場
合、紛争はいかなる機関が管轄権を有するかというヴエルサ
イユ条約の解釈問題として提起されうる。

　右の条約解釈に関する紛争を含み、講和条約自体に解決方
法が明定されていない紛争が生じた場合には、理論上両当事
国は対等の立場で争いうる。そしてこの紛争を当事国間限り
の交渉問題とするか、調停、国際裁判等の解釈に付するかは
ヴエルサイユ条約自体は関知しないところで、専ら他の条約
上若しくは一般国際法上の義務に基き、またその義務がない
場合には政策的に決定されることとなろう。この点については

B'4.1.0.16

次項において検討する。

以上のヴエルサイユ條約における前例は、第一次大戦の諸平和條約の諸例の最も典型的なもので、オーストリア、ハンガリー、ブルガリア及びトルコとの諸條約にも、大体同様の規定を見出すことができる。

二　平和條約以外の條約による処理の前例

第一次大戦前にも、国際紛争の平和的処理に関する條約があつた。例えば、一八九九年及び一九〇七年のヘーグの「国際紛争平和的処理條約」や、二国間の仲裁裁判條約があつた。しかるに、第一次大戦後は特に国際裁判思想が隆盛となり、ヴエルサイユ條約等の平和條約に編入された国際連盟規約を含めて、紛争を平和的方法特に裁判で解決することを定めた諸條約が成立するに至つた。その主要なものとしては、連盟規約、国際労働規約、一九二〇年ジュネーヴの「常設国際司法裁判所規程に関する署名議定書」及び一九二八年連盟総会で採択された「国際紛争平和的処理に関する一般議定書」（一九二八年の不戦條約も関係がある）等がある。また、二国間の仲裁裁判又は司法的解決に関する條約も増加を見た。

特に條約の解釈については、当事国の任意に任せるという旧来の慣行は、この時期に至り大きな変化を来すに至つた。フェンウィックはその経緯を述べた後に、「…Thus on the eve of the second World War it could be said that the old rule of arbitrary individual judgement could no longer be asserted as an attribute of sovereignty…」といつている（国際法第三版三五頁）。

これらの結果として、平和條約に関係ある紛争が、仲裁裁判や司法的解決に付されることになつた例がある。そのうちには、国際裁判への付託が義務的であつた場合と任意的であつた場合

B:4.1.0.16

とが含まれる。

(1) 義務的裁判

常設国際司法裁判所が第一次大戦平和條約に何らかの関係ある紛争を強制管轄するのは、紛争両当事国が特別に裁判條約や他の條約中の裁判條項にその旨を定めている場合である。また、平和條約中の解釈に関する紛争を強制管轄するのは、び両当事国がいずれも同裁判所規程の当事国で、且つ、規程所定の選択條項（Option clause）を受諾している場合である。（その根拠は、現在の国際司法裁判所が場合と同様であるから、後述する）。

(イ) 特別の裁判條約又は特別の裁判條項を置いた、多数国間條約としては、前出の「国際紛争ノ平和的処理ニ関スル一般議定書」や国際労働規約の外、少数民族保護、委任統治、通商及び国境等に関する諸條約がある。又二国間の司法的解決に関する條約も漸時増加した。これら條約又は條項に基き、平和條約に関連のある紛争が義務的に常設国際司法裁判所に付された例がある。

(ロ) 次に、選択條項に基く場合は、両当事国がそれを受諾していなければならないが、第一次大戦の敗戦国は、トルコを除き、それぞれ次のとおり受諾の宣言をしている。

ドイツ……一九二七年九月二三日
（一九三三年二月九日更新）

オーストリア……一九二二年三月十四日
（一九二七年一月十二日更新）
ハンガリー……一九二八年九月十四日
（一九三四年五月三十日更新）
ブルガリア……一九二一年七月二九日

常設国際司法裁判所の選択條項を受諾するに当り、当事国は、平和條約関係の紛争を同裁判所の管轄としない旨の留保を附することも自由であり、その場合には同裁判所の強制管轄は及ばない。ポーランドはその一九三一年二月二十四日の宣言により、「世界戦争」、「ポーランド、ソ連戦争」及び「一九二一年三月十八日のリガ平和條約の規定」に直接又は間接に関連する紛争を留保した（昭和九年條約局「日本国ガ締結シタル国際紛争平和的処理ニ関スル條約集」）。

なお、仲裁裁判所も、仲裁裁判條約や他の條約の裁判條項で特にその旨を定めてあれば、この種の紛争を強制管轄しうることもちろんであるが、単に條約の解釈をその強制管轄事項と定めただけでも、平和條約の解釈も当然それに含まれることとなる。但し、仲裁裁判條約中でも「世界大戦に関する紛争」を除外する旨留保を付することもある、例えばドイツ、スイス間の一九二一年の條約は、直接に世界戦争から起つた紛争を除外すると定めており、一九二七年までに登録ずみの仲裁裁判條約中この種留保が附された條約は

B'4.1.0.16

七ある（連盟の調査）。

(8) 任意的裁判

両当事国が合意すれば、この種紛争を仲裁裁判や司法的解決に付しうることがあるのはもちろんである。すなわち、平和条約以外の条約に基いて一方当事国が提訴し、相手国が任意に応訴した場合又は仲裁契約に基いて裁判が行われる場合がそれである。仲裁契約に基いてこの種紛争を常設国際司法裁判所で裁判した事例は相当ある（例えば一九二四年のヌーイイ講和条約の解釈に関する事件）。

以上のように、国際裁判所が平和条約関係の紛争を強制的に又は任意的に管轄することはあるが、これはいずれも当該平和条約自体の規定に基くものではないということを忘れてはならない。

四 第二次大戦の諸平和條約における前例

イタリア平和條約には、同條約の解釈、適用又は実施に関する紛争の解決について若干の規定が置かれている。そのうち、同條約の解釈又は実施に関する紛争の一般的解決方式を定めた條項と、この一般的方式を排除して適用される特別の解決方式を定めた條項とがある。後者は更に、両当事国に不等の地位を認める裁判によるものと、戦勝国側の機関が一方的に決定するものとに分れる。

(1) 一般的解決方式（第十一編最終條項）

この方法の対象となる紛争は、イタリア平和條約の解釈（interpretation）又は実施（execution）に関する紛争で、同條約中に別の手続が特に定められていないものである。（第八十七條一項冒頭）。

この方法は、先ず当事国間の直接交渉による解決を認めている。直接交渉を行わない場合又はそれが不成功に終つた場合には、ローマ駐在の四国（英、米、ソ、仏）大使に付託される（同條同項前段）。この場合の四国大使は、同條約の実施又は解釈に関する一切の事項について同盟連合国を代表する資格で行動（イタリア政府との交渉、イタリア政府への指導、助言、解明、イタリア政府からの情報及び援助の受領）するのである（第八十六條）。四国大使が付託された紛争を二箇月の期間内に解決しない場合には、両当事国は更に他の

B'4.1.0.16

解決方法によることを合意しうる（第八十七條一項中段）。例えば、再び直接交渉によつて解決してもよいし、調停、仲裁々判又は司法的解決によることとしてもよいわけである。しかるに、このような合意が成立しない場合において、いずれかの当事国が要請すれば、紛争は両当事国代表各一名と第三国々民たる委員一名とから成る委員会（Commission）に付託されなければならない。すなわち、相手国には応訴義務が生ずる。右の第三者委員は、両当事国の合意により、又もしその合意が一箇月以内に成立しないときは一方当事国の要請に基く国際連合事務総長により任命される（以上第八十七條一項末段）。この委員会の過半数による決定は、委員会の決定となり、当事国にとり最終的の解決であり、当事国を拘束する（同條二項）。この方式による解決で特に注目すべきことは、次の五点である。

(イ)この委員会はその決定で当事国を拘束するから、国際裁判所の一種である。

(ロ)それは非常設であり、委員（裁判官）は事件毎に選定され且つ当事国委員を含む。

(ハ)当事国に一方的付託の権利を認め、相手国に応訴義務を課す。すなわち、この委員会は、この種紛争についての強制管轄を認められている。

(ニ)この委員会による解決に至るまで、当事国は各種の紛争解

決に訴える途が開かれているが、一旦この委員会で決定したら、それは最終的解決である。従来このような終審的効力をもつ決定権を認められていた国際裁判所は、仲裁々判所と常設国際司法裁判所だけであつた。

(ホ)この委員会は、イタリア平和條約に別の解決方法が定められているものを除き、同條約の解釈及び実施に関する一切の紛争に及ぶ。これは第一次大戦の平和條約に基き設けられた紛争解決機関には認められなかつた広範な権限である。

B'4.1.0.16

(2) 特別の国際機関による裁判手続（第九編紛争の解決）

第八十三條は、前記の一般手続を排除する特別の規定である。その要旨は、次のとおりである。この方法によつて解決される紛争は、略奪財産の返還（第七十五條）、連合国財産の回復（第七十八條）、割譲地に関する財産、経済関係（第十四附属書）、無体財産、保険（第十五附属書）、契約、時効、流通証券（第十六附属書）及び判決（第十七附属書ろの部）の諸規定の適用（application）又は解釈についての一切の紛争である（一項前段及び二項）。これは、ヴェルサイユ條約に基く混合仲裁裁判所の管轄とほとんど同じである。この種紛争は本條で設けられる調停委員会に付託されなければならない（一項中段）。この委員会の構成は、当初両当事国各一名の代表者から成る。しかるに、この構成による委員会で三カ月以内に紛争解決の合意が成立しない場合には、一方当事国の要請により、さらに第三者委員を加えた構成となる。第三者委員は、両当事国の合意により、又はその合意が二カ月以内に成立しない場合には、両当事国の申請に基きローマ駐在四国大使の合意により、さらに又四国大使の合意が一カ月以内に成立しない場合は一方当事国の要請に基き国連事務総長により、任命される（一項後段）。この調停委員会の過半数の決定は委員会の決定となり、当事国によつて最終的且つ拘束力あるものとして受諾されなければならない（一六

0233

項）。以上によつて明らかなように、この委員会は、調停委員会（Conciliation Commission）とは称しているが、その手続が若干の仲裁裁判にもみられる「正義及び衡平」に基く（三項）とされるのみならず、第三者委員を加えた後の構成では、ヴェルサイユ條約における混合仲裁裁判所や個別的仲裁裁判所とほとんど同様である。殊にその決定が、単なる勧告ではなく最終的に当事国を拘束するのであるから、実質は裁判であつて、調停ではない。平和條約草案に対するイタリア代表団の意見中には、この種紛争について混合仲裁裁判所（Mixed Court of Arbitration）の設立を希望しており、その提案がある程度採用されていると思われることから見ても実質的には仲裁裁判所といえる）。その点では、前記(1)の一般的解決方法における委員会も同様であるが、両者の差異ば調停委員会は第八十七條に基く委員会と異り、前記経済條項の適用、解釈に関する紛争の唯一の解決機関であつて、この種紛争の当事国は自らの主張を放棄しない限りは、調停委員会に付託する以外の方法はないことである。要するに、この調停委員会は混合仲裁裁判所の考え方を継承し、それと同一の系列に属する国際的裁判機関であるといえよう。

0234

B'4.1.0.16

(3) 戦勝国側の一方的決定による方式

この方式は、イタリアと同盟連合国の一国とが特定の条約規定の実施について紛争又は不一致（disagreement）を生じた場合において、その最終的決定権を同盟連合国側を代表する資格のローマ駐在米英ソ仏四国大使（第八六条）に与えるものである。この方式で解決された紛争を更に(1)の一般的解決方式に移し、例えば仲裁裁判所、国際司法裁判所又は第八十七条の委員会に付託することが許されるかどうかについては疑問があるが、許されないと解すべきであろう。けだし、第八十七条冒頭の「この条約のいずれかの条に別の手続が特に規定されている場合を除いて、、」という字句、及びこれに対応する第七十四条、第五条及び第四十五条中に特に規定された「別の手続」（後出）の存在から、そのように解されるのである。

この方式が適用される場合は、次のとおりである。

(イ) 賠償関係（第七十四条）

四国大使は、ソ連イタリア間の賠償引渡協定の通報をうけ（(イ)の部三項）、ソ連に移転されるイタリア国資産の価額を決定する（(イ)の部五項）。(ロ)の部（アルバニア、エティオピア、ギリシャ及びユーゴスラヴィアへの賠償）については更に広い権限を有し、特に(ロ)の部の規定の履行を調整して監督し、イタリアと請求国との間の協定につき、その

各段階において通報をうけ、若し協定商議の進行中に紛争が生じた場合には、関係国の提出した問題を決定する権限を有する（(ロ)の部七項）。その他米英仏等の諸国への賠償に関する条項（(ハ)の部）には、このような規定はない。これらの国の賠償請求権は、第七十九条に基きこれら諸国内のイタリア財産から支拂われるのが原則であるから（(ハ)の部一項）、第七十四条自体についてこれらの国との間に問題が生ずる余地は少いと思われる。以上によつて明らかなように、賠償条項中主たる賠償受領国との関係を定める(ロ)の部については、四国大使が最終的決定権を有する。他の賠償条項については、紛争解決の特別の手続が定められていない。従つて、この部類の紛争については、理論上は第八十七条の遵用があると解する余地がある。

(ロ) 国境関係（第五条）

イタリアと仏、ユーゴスラヴィア及びトリエスト並びにユーゴスラヴィアとトリエストの間の新国境線は、両当事国政府代表から成る国境委員会（Boundary commissions）により現地で決定される（一項）。委員会の意見不一致の場合は、四国大使に付託される。四国大使は、第八十六条に従つて行動し、最終的に決定する（三項）。この場合四国大使は、必要ならば公平な第三者委員の任命を行つてもよいが（同項）、決定の責任は四国大使に在るのであるか

B:4.1.0.16

ら、第八十七條が適用されるのではない。すなわち、本項も、また、第八十七條を排除する特別規定と考えられる。この制度は、多くの平和條約の先例、近くはヴェルサイユ條約の前例（前出）に倣つたものといえよう。

(ハ)

戦争犯罪人関係（第四十五條）

第四十五條三項は、同條一項（戦犯の範囲、その裁判のための逮捕・引渡）及び二項（証人提供）の適用上の不一致は、関係政府のいずれかにより、四国大使に付託されなければならず、四国大使が合意に到達することを定めている。この場合の四国大使は、最終的に決定権を有するもので、この種問題を第八十七條の委員会に付することはできない、と解される。

以上のイタリア平和條約の紛争解決をヴェルサイユ條約のそれと対比して最も顕著な相違点は、第八十七條において平和條約の全体の解釈又は実施に関する紛争についての一般的解決方法を定めたことにある。ヴェルサイユ條約中、第四百二十三條（労働関係）及び第三百七十六條（交通関係）は、平和條約では例外的規定を認めるべきものであるから、これを問題外とすると、その他の点では、ヴェルサイユ、イタリア両條約に余り大きな差異はない。唯一点、ヴェルサイユ條約では、同條約全体の解釈又は実施に関する紛争の解決について規定しなかつたため、その解決は一般国際法及び既存條約（連盟規約を含む）の範囲で当事国が自由に選択する方法により得たに反し、イタリア平和條約では、このような場合には、専ら第八十七條に従うを要する。外交交渉、調停、仲裁裁判又は司法的解決等の何れにもよりえない場合は、一方的に第八十七條の委員会に付託して、最終的解決を求めることが義務とされるに至つたのである。

なお、イタリア平和條約の前記の諸種の紛争解決方法は、今次大戦の諸平和條約（対ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー及びルーマニア）にも大体そのまま採用されている。第二次大戦の諸平和條約が、当該平和條約全体の実施又は解釈に関する紛争の一般的強制的且つ最終的解決方法を定めているのは、第一次大戦のそれに比べて、大いに特色があり、また進歩でもあると考えられる（"Compulsory Jurisdiction of International Disputes"

B'4.1.0.16

by H. Kelson, American Journal, Vol. 37 参照）。この考方は、後述のとおり、管轄機関は異るが今回の米国案にも受け容れられている。

0239

三　米国案の解釈

以上の先例の考察の結果として、今回の米国案の意図するところが相当明らかとなつたと思われる。

(1) 先ず、同案における「紛争」とは、日本が今後当事者となる一切の紛争をいうのではないであろう。そのような紛争解決方法は、今日では国際連合憲章を始め紛争の平和的処理に関する多数国間及び二国間諸條約の定めるところである。平和條約自体の解釈又は実施に関する紛争についてその解決法を定めれば十分である。それすらも、今次大戦の諸平和條約に至るまで十分には定められていなかつたのである。

(2) 「請求権」—クレイムズ—に関する紛争とは、両次大戦の平和條約における特定の経済條項の適用又は解釈に関する紛争と認められる。この種條項には略奪財産の返還、連合国—戦勝国—財産の回復、割譲地の財産、経済関係、契約時効、無体財産、保険、流通証券等に関する規定が含まれる。これらは、イタリア平和條約の表現に従えば、戦争から生じた請求権—クレイムズ—に関係するか、又は戦争によつて影響をうけた請求権に関係する故に、この点を明らかにするため、これらを総称して平和條約における請求権関係の條項と呼んでもよい。しかし狭義の賠償條項はこのうちに含まれないであろう。

0240

B'4.1.0.16

既述のとおり、ヴェルサイユ条約第八編の賠償（戦争行為損害賠償）条項の解釈、実施が混合仲裁裁判所の管轄とされず、賠償委員会に属せしめられたこと、並びにイタリア平和条約第七十四条（賠償）及び第七十九条（在外財産）の解釈適用に関する紛争について、第八十三条の調停委員会が管轄権を有しないことは、賠償請求権も、またいわゆる戦時請求権（wartime claims）の一種（集合的請求権）とは認めうるが、他の請求権（個人的請求権）とは明確に区別して取扱われるべきことを示す先例である。多くの平和条約研究家も両者の差異を指摘している（例えば、国際時事研究書一巻入江啓四郎「ヴェルサイユ条約と賠償理論」。なお昭和二二年六月法規課調書「平和条約と戦争に基く請求権」参照）。これによっても、今回の米国案第十項のクレイムズには、この意味の賠償請求権は含まれないと解すべきであろう。

(3) このようにして「他の紛争」の意味も明らかとなつた。ただ問題は、「他の紛争」が他のある種の紛争を指すのか、他の「一切の紛争を指すかである。文字の解釈及びイタリア平和条約の先例に徴し、これは他の「一切の紛争、すなわち「平和条約の解釈、実施に関する一切の紛争で、クレイムズに関するものを除いたもの」と認めるべきであろう。もっとも、他の一切の紛争は原則的には同一の方式により解決されるべきであるが、必ずしもそのうちのある種の紛争が特別の解決方法

0241

に附されることを全く許さないというのではないと思われる。賠償、戦争犯罪、領域、その他特定の事項については、例外的に特別の解決方法が定められることも考え得るであろう。

(4) 「特別な中立の（special neutral）裁判所」とは、混合仲裁裁判所やイタリア条約における調停委員会を類に置けばよい。「特別な」とは、その目的のために特に設けられるという意味であつて、既存の機関を利用するのではないということであろう。「中立の」とは、両当事国に公平で且つ独立した機関をいうのであろう。ヴェルサイユ条約における境界委員会の如く委員の構成が不公平なものは、特別な機関であつても、中立の機関ではない。「裁判所」とは、国際裁判所をいうことは明らかであるが、理論上それは仲裁裁判所の一種と考えられる。しかし、その手続、構成等において必ずしも普通の仲裁裁判所のそれを踏襲するとは限らない。

以上によつて請求権（クレムイズ）に関する紛争が公平中立な特別の国際裁判所によつて解決されるという意味は明らかとなつたと思われるが、「他の紛争」が外交交渉で解決されないとき、国際司法裁判所によつて解決されること、及び特別中立裁判所の任命権が国際司法裁判所所長に與えられていること。の二点については、前記の先例にはなく、また、米国案の文面のみからは明白な解釈を與えることが難しい。以下には、この点に関してさらに他の面から考えてみたい。

0242

B'4.1.0.16

（六）国際司法裁判所へ付託すべしとした理由

先ず、「他の紛争は、外交的解決又は国際司法裁判所に付される」という提案の意味を考えよう。そのうち、「、、、外交的解決、、、に付される」とあることは、イタリア平和條約第八十七條の場合と同じく、当然のことである（厳格にいえば、両当事国の外交交渉が不成立に至つて、始めて真の紛争が生じたともいえる。）。従つて、問題は、「他の紛争は、、、国際司法裁判所に付される」という意味に存在する。前述のようにイタリア條約第八十七條の解釈上も、両当事国が合意すれば、ある段階において紛争を司法的解決に付しうる余地があると認められた。そのような意味に解するならば、特に條約の提案中に明記する必要はないと思われる。従つて、米国案中に特に右のような明記があるのは、両当事国のいずれかが任意に国際司法裁判所に紛争を付しうるというのではなく、当事国は義務的に付さなければならず、相手方は応訴しなければならないというように解さねばならない。（日本に付託権のみを与えて相手国に応訴義務を課さないというような意味をもつものでもあるまい。規程第三十五條三項に要求される当事国の地位の平等ということからもそのように思われる）つまり国際司法裁判所の強制管轄（compulsory jurisdiction）を認めようというのであろう。そして、そのことは、この種紛争を強制管轄する他の特別の国際的機関（例えば、イタリア條約第八十七條の「委員会」）を認めないということを意味している。

0243

この提案の中で特に問題とすべきことは、第一に、「他の紛争」を国際司法裁判所に強制的に管轄させることが可能であるかどうかという点であり、第二、米国は何故にイタリア條約のような方法を採用せず、国際司法裁判所に管轄させようとするかという点である。

第一の問題については、簡単にふれておこう。先ず日本は、現在及び平和回復後も若干の期間は国連に加盟し難い事情（特に安保理事会における拒否権）があり、また、国際司法裁判所規程の当事国でもない。それにもかかわらず、紛争を国際司法裁判所に一方的に付託し、そこで解決してもらうことができるというのは、いかなる根拠に基くのか。国際司法裁判所規程第三十五條によれば、裁判所は規程当事国（国連加盟国は当然に規程当事国である―憲章第九十三條一項）に対して開かれるが、「他の国に対して開くための條件は、実施中の諸條約に特別の規定ある場合を除いて、安全保障理事会がこれを定める」（二項前段）と定めている。従つて日本の場合は、安全保障理事会が定める條件によるが、又は実施中の諸條約にその旨の特別の規定があれば、訴訟当事国となれると解される。そして、講和條約中にその旨の規定を置くことができれば、将来に向つては正に「実施中の諸條約に特別の規定ある場合」として裁判所に提訴しうることとなると認められる（この規程の前

0244

B'4.1.0.16

身たる常設国際司法裁判所規程において「現行の諸條約」（treaties in force）とは、ヴェルサイユ條約等の諸平和條約をも含むものであつたことは、ハドソンの The Permanent Court of International Justice 三四九頁に明らかにされている。それによれば、この字句が同條に加えられた際、未だ署名以前であつたトルコとのローザンヌ條約さえ含まれると解している）。

それでは、講和條約関係の紛争を同裁判所が強制管轄しうる基礎は何処にあるか。規程第三十六條一項は、「裁判所の管轄は、当事国が裁判所に付託するすべての事件、及び国際連合憲章又は現行の條約や協約に特に規定されているすべての事項に及ぶ」と定めているから、講和條約自体にこの種紛争を国際司法裁判所に付さなければならない旨の特別規定（裁判條項）を設ければよいこととなる。つまり日本は、これにより応訴義務を課せられると共に、紛争の一方的付託権を得る（なお、規程第三十五條一項前段に基く裁判所の管轄は、任意的である。相手方は応訴義務がない）。

従来の第二次大戦の平和條約中にこのような規定が置かれた例はなく、従つて対日條約にもしそれが置かれれば新例となるわけであるが、規程の解釈上それは可能である。

次に第二の問題については、現在の段階では米国案の詳しい内容及び真意の捕捉が難しいが、おそらく次の事情が考慮に入れられているのであろう。

(1) 国際司法裁判所が次の諸点でイタリア條約の委員会に比して遙かにすぐれた裁判所であること。

(イ) 設置の基礎

国際司法裁判所は、常設国際司法裁判所の継承機関であり、現在では憲章（第九十二條）に基く国連の主要な司法機関である。それは、中立国を含む世界の大多数の国を当事国とする一般條約たる憲章及び憲章と一体たる規程に基く常設機関である。これに反し委員会は、講和條約により設けられる臨時の機関にすぎない。

(ロ) 裁判官

この裁判所の裁判官（十五名）は、国連総会及び安保理事会で選ばれ（規程第四條－第十二條）、九年間の任期を有する（同第十三條）。裁判廷の開設も予め手続が定つており（第二十四條－第二十九條）、容易に利用できる。委員会の委員は事件毎に選ばれ、その選任に時日がかゝり故障も起り易い。

(ハ) 準則及び手続

この裁判所の準則及び手続については、規程及び規則で当事国の承認を得た詳細な定めがなされている。特に裁判の準則（規程第三十八條）は国際法に従うを要するとしたもので、法的決定の名に値する（横田「国際裁判の本質」）。委員会は、準則及び手続について殆ど規定がなく、更に国

B'4.1.0.16

際司法裁判所におけるような判例法の統一もない。つまり委員の恣意や政治的因子に左右されやすい。

(ニ) 管轄

講和條約中の裁判條項によつて定まる点では、両者が異る点はない。ただ、この裁判所は自己の管轄権自体について（すなわち先決問題の）決定権を有する（規程第三十六條六項）。更に、その前身たる常設国際司法裁判所は、前記のとおり、平和條約関係の紛争について裁判を行つた相当の実績を有し、信頼しうる。

(ホ) 判決

判決の効力（当事国に対する拘束力）では両者同じである。しかし、この裁判所の判決は、規程当事国や学者によつて実際上尊重される。のみならず、当事国が判決を履行しない場合には、相手国は、安保理事会に訴えて判決の執行に必要な措置をとることを求めることができる（憲章第九十四條二項）。この点では、その判決は非常な権限をもつ。

(2) 米国は対日講和問題をなるべく国連の機構、制度と結びつけて処理したい意向を有する。例えば、今回の米国案第二項（日本の国連加盟を考慮する）及び第四項（日本の安全保障は将来において、国連の責任とする）には、この構想が反映している。従つて、講和條約関係紛争をも、国連の主要機関たるこの裁判所の解決に委ねることが妥当と考えられること。

(3) 国際司法裁判所そのものの発展にも寄与すること。

なお、外交交渉で解決されなかつた紛争が国際司法所に付託される以前において、他の機関（例えば極東委員会又はその後継機関等）が中間的に補助的解決機関として介入するかどうかは発表された米国案では明らかでない。イタリア條約第八十七條（四国大使）に倣えばその可能性もあるが、実戦終了後数年を経ていることや、講和問題の主導権が専ら米国にあること等からみて、このような戦時的色彩の強い機関が排除されるということも考えられる。更に、請求権（クレイムス）に関する紛争を解決する特別裁判所の任命者を国際司法裁判所長としたことも、前記(2)及び(3)と同様の考に基くのではないかと思われる。條約先例では、混合仲裁裁判所の第三者委員を連盟理事会が任命し、調停委員会の第三者委員を国連事務総長が任命するとした規定はあつたが、このような前例はない。これは、この独立の裁判所を国際司法裁判所の権威の下に置き、更に広くは国連機構の協力者たらしめよう

B'4.1.0.16

との意図に出ていることは疑ない。それでは、何故国連事務総長にではなく、国際司法裁判所長に任命権を与えることとされたが、これは「他の紛争」について国際司法裁判所に強制管轄権が与えられたこと（つまり安保理事会や総会が直接責任を負う問題ではないとされたこと）と対応すると解さなければならない。

以上により米国案の内容の考察を終り、最後にそれが日本にとつて有利かどうかについて考えてみよう。

七　日本に取つての利害

(1) 国際紛争の平和的処理は、現在では既に国際法上の義務であるが、日本は憲法上（第九条）それを誓つている。国際紛争の手段としての戦争及び兵力の行使を放棄し、交戦権を否認した日本は、一切の国際紛争を平和的に処理することを根本方針としている。軍備を有しない日本としては、他に方法はありえない（通商航海条約典型の研究裁判条項の部参照）。

(2) 紛争の平和的処理方法としては、裁判特に国際司法裁判所の司法的解決が最も実効的であり、望ましいものであることは争えない（Law and Peace, P.167, by H. Kelson, 1941）。しかも、裁判義務を認めることが必要であり（Compulsory Jurisdiction of International Disputes, by H. Kelson, American Journal, Vol. 37）且それが日本にとつて有利である。裁判所の強制管轄権を認めることが、強大国よりも小国に有利であることは、第一回連盟総会（一九二〇年十一月－十二月）における常設国際司法裁判所規程第三十六条（選択条項問題）の審議状況からも明らかである（立博士還暦祝賀論文集、山田三良「常設国際司法裁判所について」十頁－十四頁及び The Permanent Court of International Justice, by M.O.Hudson PP 161-165）。小国の立場からは、なるべく実力による政治的処理に反対することが、同時に利益に合する。

(3) 以上は一切の紛争についていいうることである。しかし、一切の紛争について、裁判義務を認めることは、望んでも得ら

B.4.1.0.16

れないことである。嘗て日本が当事国であつた紛争の平和的処理に関する条約等としては、次のものがあつた（昭和九年条約局調書等）が、これらは、一切の紛争に強制的に適用されるものではなかつた。

連盟規約、国際労働規約、一八九九年及び一九〇七年の国際紛争平和的処理条約、一九〇七年の「契約上の債務回収のためにする兵力使用の制限に関する条約」、常設国際司法裁判所規程、米国、スイス及びオランダとの間の仲裁裁判又は司法的解決に関する条約、一八九三年のシャムとの通商条約中の裁判条項一九一八年酒類輸送取締に関する日米条約（米国禁酒法に関係する）及びヴェルサイユ条約に基く日独混合仲裁裁判所（大正九年勅令八七号）等。

なお、極めて近い将来に日本が国連に加盟することも必ずしも容易ではないことは既に述べたとおりである。現在の日本としては、このような事情において、機会を把えてなるべく各種紛争を国際裁判に付託しうるように努めることが大切であると信ぜられる。従つて、講和条約関係紛争がこのような解決を與えられることに反対すべきではないであろう。

(4)

イタリア平和条約型の解決法に比して米国案が勝るところは、前記六に指摘したとおりである。なお、若し特定主要連合国が参加しない多数講和方式の条約ができる場合には、イタリア型の委員会は実現が難しい。また、講和条約関係の紛争については、憲章第百七条（旧敵国に関する行動を憲章が無効

化又は排除しない旨の規定。この解釈は必ずしも明らかでない）が、ある戦勝国によつて濫用又は悪用され、憲章の適用上日本が不利な立場に置かれることもあると思われるから、なるべく憲章による保護（規程による保護を含む）をうける方向に努力することが必要である。この見地からも、米国案は有利に思われる。

要するに、米国案は日本にとつて有利と考えられる。応訴の義務や判決に拘束される義務を伴うことはいうまでもないが、これは日本に保障される権利に当然伴うべきものであつて、これをもつて反対の理由とすべきではない。

B.4.1.0.16

3

ソ連邦

調査局時事解説

第五号　　昭二四、六、三〇

ソ連の対日講和攻勢について

先般のパリ外相会議においてヴィシンスキーは対日講和條約促進に関する提案を行い注目をひいているが、かかるソ連の態度は果していかなる意図に出たものかについて検討すると、ほぼ次の通りである。

二、ソ連が対日講和会議の早期開催について意思表示を行つたのは決して今回が始めてではなく、一九四七年十一月のロンドン外相会議におけるモロトフの言明以來折に触れて対日講和の促進を唱えており、例えば一九四八年九月には在米ソ連大使館はその情報月報のなかで対日講和條約の締結と占領軍の撤退を主張した。（同年八月末開かれた日共第三回中央委員会は「講和に対する共産党の基本方針」を採択している）

このように対日講和條約促進に関するソ連の意思表示は珍しくないが、パリ会議におけるヴィシンスキーの態度は従來の場合に比して熱心である上に、日本共産党も六月十八、九日の第十五回拡大中委において「講和綱領」（時事解説第四号参照）を発表したのにかんがみても、今後ソ連の講和攻勢は激化するものと思われる。また外相会議終了以來ソ連の日本向け放送は連日の如く対日講和問題を取り上げソ連の「善意」を宣傳するとともに、米占領政策に対し露骨な攻撃を加えている。

二、さてソ連が一昨年以來講和攻勢に出てきた理由としては、

(イ)極東委員会、対日理事会におけるソ連の発言は実質的効果がない上に、現情のまゝ推移するにおいては、日本を完全にアメリカの一方的支配下に放置することとなり、いわゆる単独講和の実質をもたらすこと。

(ロ)日本人間における講和條約への欲求が増大したこと

(ハ)過去においてソ連をして対日講和條約の締結を躊躇させた不利な諸條件（在満工業施設撤去問題、抑留邦人送還問題など）が現在ほとんど消滅したか、あるいは解消に向いつつあること。

などが考えられるが、特に最近に至つて講和攻勢が激化してきたゆえんは

(ニ)対日講和会議の開催を中共承認問題と結びつける可能性が生じたことによるものと思われる。

三、しかるに従來対日講和條約交渉が停滞していた理由は表面的には條約の起草方式に関する米ソ間の不一致（アメリカが極東委員会参加十一カ國による起草と三分の二多数決を主張しているのに対し、ソ連は米英ソ中の四大國による起草と拒否権留保を主張していた）にあつたが、しかし次のようなソ連の狙いをアメリカがとうてい許容できないところに根本的原因が存在した。

即ちソ連はポツダム協定の諸原則（民主化、非武装化、戦犯処罰）を口実として、

B'4.1.0.16
B'4.1.2.1

B'4.1.0.16

(イ)占領軍の即時全面的撤退、日本國内軍事施設の撤去、沖縄その他米戦略基地の解消

(ロ)日本の中立化、軍隊の禁止、軍需産業の破壊、監視機構への参加。

(ハ)警察力の制度、戦犯の処罰及び「ファシヨ分子」追放の徹底、民主的政府の樹立など一連の主張を行い、一方において日本が極東におけるアメリカの軍事基地化することを妨げるとともに他方日本の共産化にとって有利な條件を作り上げることを目標としている。

四　しかるにアメリカ側が前記ソ連の主張に全面的に妥協することは事実上日本の放棄を意味するのでいぜんこれを認めるはずはなくまたソ連側としても講和会議の席上実質的譲歩を行い、東亜諸國の面前で面子を失うことを決意することはあるまいから、たとえ会議が開催されても具体的内容について話合が成立するとは考えられない。この点はソ連も十分承知していると思われる。

五　しかしながら会議の起草方式については、ソ連は今回のパリ外相会議の経緯にもかんがみ、なんらかの譲歩を行わない限り会議開催自体が不可能であることを知っているから、対日講和條約の起草に介入し対日問題における発言権を得るとともに、アメリカをして中共を承認する外なからしめるために、手続問題において相当譲歩する可能性が大きい。

例えば起草は極東委員会参加十一ケ國によるが四大國に拒否権を認めるとか、その場合外蒙および北鮮代表の参加を要求することもありうること、あるいはあくまで四大國外相理事会が起草に当るがその場合拒否権を拋棄し、その代り中共を中國正統政府として参加させるとか、さらにまたギリギリの場合には米草案そのままというやり方まで譲歩する可能性がある。

六　要するに、ソ連としては対日講和條約促進の熱意を示すことを有利かつ必要と考え、その方向え向って努力するであろうが、もともと講和條約自体の成立不可能を見透しての上のことであり、起草方式についてはアメリカに譲歩する態勢を示すことによって講和條約遅延の責任をアメリカに轉嫁し、アメリカの対日政策をもって世界平和確立の義務に反する非「民主的」行為として攻撃を加えるとともに、独立に対する日本國民の欲求を利用して共産党による反米宣傳を側面から支援することを狙っていると判断すべきである。

B.4.1.0.16

4. 英国

B'4.1.0.16

B'4.1.0.1

英連邦対日講和運営委員会

（一九五〇年五月一日—十七日、ロンドン）

條約局條約課

目次

第一、会議までの経緯 ………… 一

第二、会議の目的 ………… 二

第三、会議の構成 ………… 三

第四、会議の経過 ………… 四

第五、会議において討議された講和條件 ………… 八

一、対日講和会議の手続問題 ………… 八

二、講和條件の一般的原則 ………… 一〇

三、領土問題 ………… 一〇

四、非武装化問題 ………… 一一

五、経済問題 ………… 一二

㈠アジアにおける日本の経済的地位 ………… 一二

㈡貿易 ………… 一三

㈢海運 ………… 一三

㈣産業 ………… 一四

六、賠償 ………… 一六

七、講和條約締結後の監視又は統制（連合国の安全保障） ………… 一七

八、日本の安全保障 ………… 一八

九、その他の問題 ………… 一九

むすび ………… 二〇

B:4.1.0.16

第一、会議までの経緯

一九四七年七月十一日アメリカ政府は、極東委員会を構成する他の十箇国に対して対日講和に関する予備会議の開催の提議を行い、対日講和問題の具体化に着手した。この米国政府の提案の後をうけ、英連邦諸国は、一九四七年八月二十六日から九月二日まで一週間にわたつてオーストラリアのキャンベラに会議を開催し、対日講和条約の諸問題を検討した。同会議に上程されたのは、次の九項目である。

(一)最終的対日講和会議の手続、(二)対日講和の基本目的、(三)領土条項、(四)日本の非武装化と非軍事化、(五)政治条項、(六)経済及び財政条項、(七)賠償、(八)条約実施のために設けられるべき機構、(九)講和の法律的形式。但し会議は、英連邦諸国の意見の交換を目的としたので、そこで到達した結論は、はじめから単に暫定的性質をもつものであるとされた。

対日講和条約問題は、講和会議の手続問題に関する米ソの見解の不一致のため行きづまり、米国は、日本に対する事実上の講和の方針を推進した。英連邦においては、キャンベラ会議以後対日講和問題に対する態度の再検討は行われなかつた。

ところが、一九四九年夏以来英米を中心として対日講和問題促進の気運が再燃すると共に、英連邦諸国は、一九五〇年一月九日から十四日までセイロンのコロンボに開催された外相会議で一月十一日に「対日講和条約草案の形態及び範囲に関する連邦の構想」を取上げた。これは、キャンベラ会議の結果をその後の情勢に照らして再検討するためであつた。この会議では、(一)日本と戦つたすべての国が最終的対日講和会議に参加すること、(二)対日講和に関する決定的な発言は、対日戦に最大の役割を果したアメリカによつて行われるべきこと、に意見の一致をみたが、キャンベラ会議の決定の再検討の結果は、なお連邦間に調整を必要とする事項が多かつたようで、会議は、今後も英連邦各国の外交機関を通じてこの問題の討議を続行することを確認し、且つ、連邦間に運営委員会を設けて研究をすることに決定した。

第二、会議の目的

今回開かれた運営委員会の目的は、前記のキャンベラ会議で始めて検討され、コロンボ会議で概括的に再検討された英連邦の対日講和条件につき「詳細に検討を加えることにある」。（一五

B'4.1.0.16

月一日発表のコミュニケ）

しかしながらこの検討は、「結論を求めるためでなく、いろいろな可能性につき意見を交換する」（同コミュニケ）ことを目的とするものであり、従つて条約案を起草するためのものではない。（英国政府筋は、条約案の起草は、米国の意向が明らかになつてからでなくては行われないであろうと強調した。—四月二十八日ロンドン発UP）すなわち会議は、単に英連邦諸国間の対日講和条件に関する意見の相違を調整し、一致した意見につき報告を作成して連邦各国政府に提出することのみを目的としたものであつた。

第三、会議の構成

会議の参加国は、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、印度、パキスタン、セイロン及び南阿の英連邦八国である。

英本国を除く連邦各国は、担当専門家を帯同した高等弁務官（ニュージーランドは高等弁務官代理。オーストラリアはハリソン国防相も出席。）を代表とし、英本国は、連邦関係省及び外務省が中心となつて会議を主宰した。会議の初日（五月一日）

第五日及び最終日（五月十七日）は、高等弁務官の会議であつて、英国連邦関係相ゴードン—ウォーカーが司会し、他の日は、英国外務省極東局長デニングの司会の下に各担当専門家が構成する諮問委員会 Consultative Committee が開催された。この諮問委員会が作成した報告が最終日の高等弁務官の会議で討議採択されて連邦各国政府へ送付された訳である。

第四、会議の経過

今回の会議に関しては、会議第一日及び第二日に会議の目的に関して極めて簡単なコミュニケが発表された他は、何らの公式発表はない。従つて討議の詳細はうかがいえないが、新聞報道を綜合すれば、会議の経過は、大要次のとおりである。

五月一日（第一日）

ゴードン—ウォーカー英国連邦関係相を議長とし、その開会の辞をもつて議事が開始された。開会に当り英国は、対日講和に関する自国の見解を明らかにした覚書を各国代表に提出し、各国代表は、夫々この問題に関する自国の見解を明らかにした。

なお、この日の会議で第二日からは各連邦政府、英国外務省及び連邦関係省から各々一名づつの専門家が出席して具体的討

B:4.1.0.16

議を行うことを決定した。

五月二日（第二日）

デニング英国外務省極東局長を議長として専門家会議に入り、キャンベラ会議で作成された諸提案の詳細な検討を開始した。この日の討議は、会議の議事手続及び議事日程の外、アジャ経済における日本の地位及び安全保障問題に向けられたと伝えられる。

五月三日（第三日）

詳細不明

五月四日（第四日）

この日の会議で、対日講和会議参加国には極東委員会加盟国以外にセイロン及びインドネシヤをも含めること、及び講和條約中に台湾、マーシャル群島、千島列島などの日本領土の処分に関する條項を規定すべきことに意見の一致をみたと伝えられる。

五月五日（第五日）

各高等弁務官が出席し、前日の会議までに合意に達した諸原則を中心に討議した。経済及び安全保障の問題については相当

の程度に意見が一致したと報ぜられる。

五月九日（第六日）

「政治的及び一般的問題」が討議されたと伝えられる。

また、五月八日の吉田首相の談話（五月十一日よりロンドンにおいて開催される米、英、仏三国外相会議を前にして、吉田首相は、日本が西欧諸国と単独講和を締結する用意がある旨言明したという。）が、この日の会議で取上げられたが、一代表は「このような声明が大きな結果を齎らすことはないであろう」と語つたといわれる。（九日ロンドン発ＵＰ）

五月十日（第七日）

この日の主要議題は、日本非武装化の一般原則並びにソ連及び中共を除く極東委員会諸国の対日単独講和の是非の問題であつた模様である。

五月十一日（第八日）

前日に引続き、日本の非武装化及び講和会議方式に関する討議を行つた。

五月十二日（第九日）

午前中は対日講和に関する経済面の検討を行つた。午后から

B'4.1.0.16

連邦各国政府に送る報告書の起草に着手したといわれる。

なお、十三日から十五日までは休会であつた。ウォーカー英国連邦関係相は、三国外相会議に出席して運営委員会の結果を報告した。席上、ウォーカーは、「委員会では対日講和についての纏つた報告は、未完成であるが、その報告の要点は、米国の対日講和に関する見解に酷似したものである」との趣旨を述べたと報ぜられる。（十三日ロンドン発UP）

五月十六日（第十日）

連邦各国政府へ送る報告を検討した。

五月十七日（第十一日）

各高等弁務官が会合して、前日までに作成された報告を採択し、運営委員会の作業を終了した。

英国外務省は、五月十九日に、運営委員会において各種の問題に亘る結論について意見の一致をみたと発表した。また同省スポークスマンは、英連邦諸国は今回の会議の結論に拘束されるものでないこと、会議の性格は、連邦諸国間の意見が一致しうる程度を検討する試験的なものであつたこと、しかしながら多くの細かい相違点が円満に解決されたことを強調したといわれる。この外には英国政府による正式発表はない。

第五、会議において討議された講和條件

会議において表明された連邦各国の見解と到着した結論とは、正式発表がなく且つ情報が不足なため十分明らかにしえないが、これを項目別に纏めると大要次のとおりである。

一、対日講和会議の手続問題

主として議論が行われたのは、講和條約案の作成方式の問題であつた。この問題の焦点は、(1)條約案作成のための講和会議の構成の問題及びこれと関連して(2)ソ連の同意のない場合の単独講和の問題とに分れる。

第一の問題に関しては、英連邦諸国は、ソ連の主張する四国外相会議方式を排して、極東委員会構成国並びにセイロン及びインドネシア（場合により印度支那のバオダイ政権）が対日講和條約案作成のための会議を構成すべきことに意見が一致した。この決定は、ただ現在では、キャンベラ会議の方針の線に沿うものであるが、当時の極東委員会構成国である十一箇国にパキスタン及びビルマが加わつており、且つ新たにセイロン及びインドネシヤが加えられた点が注目される。この点について「英国の基本方針」が主張する方式、すなわち、

（十五頁十四－七行参照）

B'4.1.0.16

(1)対日戦に寄与した国、(2)日本による侵略の被害をうけた国、及び(3)太平洋に特別の利益を有する国による條約案作成方式は、前記の新たな国家を包含しようとする意図によるものであると考えられる。なお、講和会議における表決手続は、三分の二の多数決によるべきことについては、従来と変りない。なお政府筋の情報としてUPの四月二十八日ロンドン電が伝えるところによれば、英国は、対日講和條約調印のための最終的平和会議には、日本に宣戦した四十九箇国を参加させる案を会議に提出する予定であると伝えられた。

次に第三の問題として、ソ連及び中共がこの方式に同意しない場合に、極東委員会を構成する非共産主義国は、日本との単独講和を締結すべきであるか否かに関して英連邦諸国の見解は一致しなかつた模様である。すなわち、オーストラリア及びニュージーランドはソ連及び中共の参加の有無にかかわらず単独講和を推進すべきであると主張して、インド、パキスタンのような中共政権承認国の見解と対立していると伝えられる。しかしながらこの点につき、「英連邦諸国は、極東委員会構成国の大多数が可とする講和手続に従つて講和会議に参加することをソ連が望んでいるか否かを発見するため適当な措置をとるべきであるという意見に落着いている。」と報じているものもある。（ロンドン二日発UP）また他の報道によれば、非共産主義国の対日単独講和は英国外務省では「"不評判"どころではなくある程度の共感をさえ得ている」ともいわれる（ロンドン六日発UP）これらの点に関しては「ソ連も結局は極東委員会構成国による講和会議に加わる意向を明らかにするものと信ずる」というデニング極東局長の言（ロンドン十日発UP）は、注目に値する。

二、講和條件の一般的原則

日本の侵略に対して懲罰的な平和條件を課すべきであるというキャンベラ会議の基本方針は、今回の会議では著しく緩和され、講和條約中に苛酷なまたは報復的もしくは懲罰的な條項を規定しないことに会議の意見は一致した模様である。

三、領土問題

この問題に関しては、台湾、澎湖島及びマーシャル群島を含む旧日本領土の処理に関する條項を講和條約中に規定すべきであるということに連邦諸国の意見が一致したとの報道が

B:4.1.0.16

あるのみで、これらの処理をどうするかについての見解は、全く報道されなかつた。ただ、会議終了後約一箇月を経た六月十三日のロンドン発AP電（ガヴション特派員）は、運営委員会の全般的成果を報道し、その中で領土問題に関する会議の結論として日本の領土を主たる四島に限定し、戦前の海外領土の放棄を規定した戦時中の連合国間の各種の取極めを確認することに決定したと報じている。

四、非武装化問題

キャンベラ会議では、日本の軍事力の回復の絶対禁止、国内治安の警察力による維持、武器、航空機及び海軍艦艇の製造の禁止、並びに原子力の研究及び使用の禁止を決定した。

今回の会議では、英国政府は、日本による侵略を防止する為の措置にはすべて賛成だが日本の非武装化、非軍事化は既に完成されているとの見解をもつているといわれる。（四月二十八日ロンドン発UPガード特派員。この電報は英国政府筋の情報として、会議に提示される英国政府の対日講和基本方針を報道した。以下この電報を英国の基本方針という。）ただ、日本の復興に強く脅威を感ずるニュージーランド及びオ

ーストラリアの高等弁務官は、会議第一日の演説において、講和條約中に非武装化及び非軍事化に関する條項を明確に規定することを強調した。結局会議では、軍隊、秘密警察及び秘密結社を禁止すること、武装警察軍の設置を認めること（六月十三日ロンドン発AP）、軍需産業の復活を防止すること（五月十二日ロンドン発UP）、並びに講和條約中に日本軍国主義の復活を禁止する條項を明記すべきこと（五月六日ロンドン発UP）等が決定されたと報ぜられた。

五、経済問題

(一) アジアにおける日本の経済的地位

経済問題に関して最も論議の中心となつたのは、アジアにおいて日本の経済はいかなる地位を与えられるべきかという問題であつた。

日本の稠密で且つ急速に増大する人口の問題をいかに処理するかに関して、移民によるか又は高水準の輸出を許可するかの二方法が考えられ、英連邦諸国は、日本の貿易を発展させなければならないという認識を基礎として審議を行つたと伝えられる。しかし問題は、この貿易発展の方向

B:4.1.0.16

を中国と東南アジアのいずれにおくかであつた。すなわち、講和条約の締結方式に関して、非共産主義国がソ連及び中共を除外して対日單独講和条約を締結する場合大多数の連邦諸国（特にインド、パキスタン及びセイロン）は、日本が中共貿易の行きづまりから東南アジアと経済的に結合しこれと大規模な貿易を行う必要を認めたが、オーストラリア及びニュージーランドは、これを自国の経済的地位及び安全保障に対する脅威と考える旨主張し、この点につき英連邦としての明確な結論は出なかつた模様である。

(二) 貿易

キャンベラ会議では、日本は、国際通商活動について最低限度の国際的水準を許される程度に留める旨が決定された。

今回の会議に関しては、英国は、その「基本方針」によれば、貿易に関して苛酷な条約を日本に強いる意図は全然ないといわれ、又会議の第一日に連邦各国代表に提出された覚書にも過剰人口になやむ日本が「合理的な生活水準に達するために」外国貿易を認められなければならないと述べている。他

の連邦各国の見解もキャンベラ会議当時より緩和されたと伝えられるが、具体的意見は明らかでない、

(三) 海運

キャンベラ会議では、商船のトン数及び速度に対する制限の外、貿易目的に転換しうる商船の建造禁止を決定し、更に商業船舶運営は島しよ貿易に限定することとされた。

今回の会議では、前記の英国の基本方針は、日本に商船隊を保持させることに賛成するが、戦争目的に使用されることを防ぐため船舶の種類、性能及び数量に一定の制限を設ける旨を主張している。ことに日本が建造を許される船舶の大きさについては、英国は、大型外洋船が戦争開始の際直ちに戦争目的に使用されうるため厳重な制限を加えることを希望するものと報ぜられている。（ロンドン二日発AP）他の国の見解は明らかでないが、会議では、日本の商船隊に一定の制限を付することに意見の一致をみたといわれる。

(四) 産業

キャンベラ会議においては、日本に対する連合国の安全保障を害さない範囲で日本経済の自立を認めるが、戦略的に重要な

B'4.1.0.16

産業を禁止し、ある種の重要諸産業の生産及び生産能力を一定水準に制限し、更に生産財及び生産物の輸入管理を行うことに決定した。

今回の会議では、軍需産業の復活を防止する措置は採られるが、平和産業には制限を設けないことに意見が一致したと伝えられる。しかし、日本の鉄鋼業に一定の制限を付することは英国の希望であるといわれる（四月二十八日UP）。会議において英連邦諸国は、鉄鋼を含めた基礎産業資材の生産制限を生産量の最大であつた一九三三年の水準に引上げることに決定したと伝えられる（六月十三日ロンドン発AP）その外、英国は、日本のダンピング禁止のため日本における賃金水準を引上げることを希望したが、日本綿業については、英国綿業界の要請にもかかわらずこれを制限する提案を会議に提出しなかつたといわれる。

日本産業に対する原料供給については、重要産業に必要な原料の「適当な」供給は保障するが、何らかの管理を行う旨の意見に一致をみた模様である。この点につき、英連邦諸国はアルミナ、石炭、石油等の物資の供給は、供給源で制限する旨の提

案を作成済であるという報道がある。（ロンドン六日発UP＝ガード特派員）

六、賠償

賠償は現在及び将来の日本民族を奴隷化しない程度で厳重に履行させるべきであるというキャンベラ会議当時の英連邦の態度は今回の会議で極度に緩和された模様である。

もつとも五月十一日オーストラリヤ首相メンジースは、オーストラリア政府は運営委員会に対日賠償問題を提出する意図があると言つたこと、及び英国は、日本の侵略をうけた国民に対する日本の賠償支払いに好意的であると報ぜられていること（一日ロンドン発AP）からみて、英連邦各国の態度は必ずしも米国の見解の程度に緩和されたとは考えられない。（右のAP電は、更に、英国は、ビルマ及びマレイに日本の余剰生産物の三〇パーセントを引渡すことにつきスキャップの同意をえていると報じている。）しかしながら会議は、日本からこれ以上の賠償を取り立てないこと（五月十二日ロンドン発UP及び六月十三日ロンドン発AP）但し日本資産を占有する連合国は、引続きその保有を認められること（六月十三日ロンドン発AP）に決定した模様である。

B:4.1.0.16

なお、占領費については、日本がこれを負担するのを免除する旨決定されたといわれる（六月十三日ロンドン発ＡＰ）

七、講和條約締結後の監視又は統制（連合国の安全保障）

キャンベラ会議では、対日講和條約締結後、極東委員会構成国（当時は十一箇国）及びパキスタンによつて條約履行の監視のための機関を日本に設置すること、及び該監視機関は必要な場合経済的制裁、更に軍事的制裁を加えることにより日本の條約履行を確保することを決定した。同会議においては更に、講和国の連合国占領軍よりも小規模の軍隊を駐留させてこの監視機関を機動する案及び米国の支配下にある日本の近隣諸島から日本の軍事的監視を外部的に行う案などが提出されたと伝えられる。

今次の会議では、條約履行のための監視機関の設置及び日本に対する連合国の安全保障のための占領の継続は、英連邦のいずれの国も主張しなかつた模様である。

英国は、前記の「基本方針」では、日本政府に対する「政治的統制」を講和後も継続することに反対した。またオーストラリア及びニュージーランドさえも自国の安全保障のために、日本の兵器、人造石油及び造船工業の潜在的生産能力を監視することを希

望したのみであると伝えられている。（ワシントン五月二十六日発ＵＰ）（但し、同電は、この限度の安全保障措置にも米国は同意しないだろうと述べている）

六月十三日ロンドン発ＡＰ電が会議の結論として伝える所によれば、講和條約締結後直ちに占領は終了するが、これに代つて「明らかに論争の余地のない」監視に関する規定を條約中に設けることとを決定したといわれる。この監視規定は、監視機関の設置を意味するものではないと考えられる。

八、日本の安全保障

キャンベラ会議では、安全保障の問題は、日本の侵略再現に対する連合国側の安全保障として討議されたが、今回の会議においてはこれは主として講和條約締結後いかにして日本を防衛すべきかという日本の安全保障の問題として討議された。日本の安全を保障することについては、講和條約の條項に規定することが英連邦諸国間で意見の一致をみたといわれる。しかし具体的にいかなる方法によつてこの目的を達成するかについては連邦各国の結論は出なかつた模様である。

この点については、会議は、連邦各国政府に対し、米国が日本

B'4.1.0.16

の防衛を保障する案、米国軍隊を日本防衛軍として講和後も日本に残留せしめる案等の各国からの提案を報告したと伝えられたのみであつた。なお英連邦諸国は、日本が西欧側と単独講和を締結して米国の軍事基地設定を認めることを期待しているとも伝えられた（六月十三日発ＡＰ）。英国は、講和條約締結後、連合国が日本に軍事基地を保有すべきか否か及び日本に兵力保持を許すか否かは米国が決定すべき問題であると考えているといわれる。（「英国の基本方針」）

九、その他の問題

講和條約中に、国連の人権宣言に従つた人権規定を挿入することに連邦各国の意見が一致したといわれる。これは、英国政府の意図として会議開催前に伝えられた所である。

キャンベラ会議では、国内政治問題（追放、政教分離等）及社会問題（労働運動、土地改革、財閥解体等）につき討議が行われたが今回の会議については、一応解決されたこれらの問題に関する討議は何ら報告されていない。

また最近に至つて日本の民間航空は、わずかな制限付きで許可される旨決定されたと伝えられた（六月十三日ロンドン発ＡＰ）

0279

むすび

英連邦諸国は、今回の運営委員会において対日講和條件に関し以上のような結論に到達したが、この見解は、米国の主張する対日講和條件に全く一致したとはいえないまでも、非常に近いものであるといわれ、この米英間の見解の接近により対日講和会議は、本年（一九五〇年）内に開催される可能性が非常に増大したと報道されている。

英連邦は、対日講和問題に関する米国の発意と優位を承認し、英連邦としての対日講和の主要條件の決定は、最終的には米国の態度の決定を待たねばならないと考えているようである。英連邦は対日講和会議の開催については、米国が講和会議における中国代表の問題を解決した後、早晩会議招集に乗り出すものと期待し、その出方を注視しているようである。

しかしながら対日講和條件に関する英連邦の見解はもちろん米国政府に通告されているものと考えられた。この点についてベヴィン英国外相は、五月二十四日英国下院で「他の関係諸国のいろいろな見解を照し合わせ米国の善処を待つために英国の意見を米国に提出してある」と声明した。

（了）

0280

B'4.1.0.16

5. 中国

B'4.1.0.16

調査課

対日講和條約と中國の立場

一九四八・十二

賠償廳

本文は去る十月南京に開かれた全中政治大会に胡秋原立法委員が中國の対日政策として提出し廣く反響を呼び、王外交部長が國連に提出した中國極東政策の骨子をなしたものと云われている、なお本文の趣旨は其の後、新聞、ラヂオに発表され、中國の極東政策として國民の輿論指導に当つた。

賠償廳

対日講和條約と中國の立場

中國は厳正且つ公平なる対日講和條約を積極的に促進し、アジヤの經濟建設を指導すべきである。

一、一切は平和である。

中國は世界平和に役立つ、この暫行的苟安的平和をして、一日平和であれば即ち一日役立つべきである。ここにおいて第二次大戰以後もし外交政策があるなれば、その政策こそ以下に述べる原則を基礎とすべきである

(イ) 中國は永久に平和中立の方針を立て中國の主權に無關係の國際衝突に参加しないことを厳く宣言すべきである。

(ロ) 連合國の機構と其の權威の充実を計り良くその發展を維持し世界平和確立の有効なる道具とする。

(ハ) 善隣政策を以て和平友好國家との國際文化關係の發展を推行す

(ニ) 連合國機構下にあつて東亞の集体安全制度を樹立し互惠關係を促進し各民族間の善意を増強し、アジヤの衆多新興國家に対しては（トルコ、インド、フイリツピン、朝鮮等）特に親交をはかる

(ホ) 既に降伏した日本に対しては再び侵略の起らんよう防止すべきであるが又寛大にして善意を示し切実に提携すべきで、日本民族をして東亞の平和に対してよく貢献あらしむるべきである

以上五項目は相互の關連的のものであり、今ここに最後の二項につき特にのべる

二、「米ソ」の異見

今や世界は新しい危機に直面している。危機の焦点は欧州であるが、私は欧洲の問題は決して短期日には解決されないもの

賠償廳

B'4.1.0.16

B'4.1.0.16

と信ずる。これに引きかえアジヤの問題は比較的簡単である、因より世界の治乱、安危は分離出来るものではない。然しながらアジヤにあつてアジヤを語るには我々は力の及ぶ限り先ずアジヤの安定を求むべきである。

アジヤの問題中対日講和條約こそ重要なる鍵である。戦争終結して既に三年、東亜は今尚常態に恢復せず

現在の日本は盟軍占領下マツカーサー元帥指導の下に管理の成績は良好であるとは言え講和條約の締結が一日遅れれば東亜の情勢の明朗化も一日遅れるのである。

日本国民は一日も早く国際社会の一員として其の繁栄をつくし、其の権利を享けることを希望しておるのである

中国は日本の侵略を受けること最も長く且つ抗戦は最も早く犠牲も又最大であつた。対日問題に対しては我々は如何なる者よりも発言権を無視出来ない。かかるが故に我々は早期講和会

賠償廳

の開催を促進し中国の大口風度と平和建議を正に示すべきである。

然るに此の問題は過去に於て「米ソ」間に意見の対立をみ僵局に陥している。昨年七月十六日、米国は極東委員会十一ケ国に向い建議し本年八月十九日対日講和初歩会議を召開したけれども会議次第問題に関して協議は成立しなかつた、其の一つは場所の問題である、米国はワシントンを主張し、中国は中国を主張した、しかしこれは重要なる問題ではなかつた、

次に会議と表決方法である、米国は十一ケ国による会議で三分の二の表決方法を採用することを主張した（欧洲同様）ソ連は米、英、中、ソ四大国の外相会議により論約文を起草し四大国の否決権を保有することを主張したのである、

中国は昨年十一月十七日折衷案として先ず四大国により講和会議開催期日を協議し次に十一ケ国全体出席し三分の二の表決

賠償廳

B'4.1.0.16

による但し四大国の同意票を必要とする旨を強調したが然も其見の調整をみずに初歩和平会議は流会に終止したのである。

米ソは自己の意見を堅持して譲らないので中国は一大困難な局面に遭遇したのである。もし中国がソ連に賛同すれば否決権を堅持する事になり固より講和会議は開催出来ず、もし米国に賛成すれば否決権を放棄して十一ケ国の対日講和会議を開くことが出来るが然し中国としては別に一つの条約に束縛されそれを処理せねばならない。

即ち「中ソ」友好同盟条約の規定に双方は単独対日講和が出来ない事になっているからである。我国外交当局がまず否決権の解決をやらねばならない事をさとつた原因も又ここにある。只今日に至つては「米ソ」両国も或はあくまでも自国の意見を堅持して極東講和條約の成立を遷延するとは思えない、米国について言うなれば、米国今日の日本占領には莫大な物資負担を

嫁せられており「ソ連」に就いて言うなれば、米国占領の継援は「ソ連」に不測の精神的負担を負はしているのである、それ故、結局は以上の理由により当然打撃されると思われる、

なお「米ソ」両国も又鉄にその意求を表明している。

三、中国は対日講和條約を促進すべきである

中国は自己の利益と東亜の和平のために、此次聯連大会に積極的に対日講和問題を提出すべきであると共に大会以外においても各国に接衝すべきである。●国の主張が実現されるなれば我々は此次大会に討せられる他の問題の上に一緒と討論あらしめることとなるのである。一切の会議承認問題は実際は内容問題である。そして我々の只一の対日講和條約の復案に遡つている即ち復案とは「厳正にして公平」な條約である。此の復案を持つて一個「米、英、ソ」と協議し他面其の他の国（法、荷蘭、濠州、新西蘭、比律賓、印度、加奈陀）一と協議する。此の双方